

児童クラブ冬休み期間限定利用登録受付

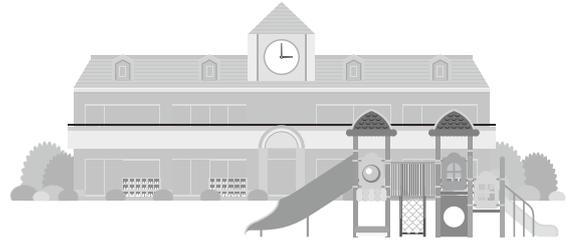
冬休み期間のみ児童クラブを利用する方の登録申請を受け付けます。

受付期間 11月1日(月)～22日(月)（土日祝日除く、郵送可）

利用期間 12月22日(水)～28日(火)、令和4年1月4日(火)～12日(水)（日曜を除く）

必要書類 登録申請書、家庭状況調査書、就労証明書等、留意事項兼同意書、児童クラブ利用延長申請書（延長保育希望者のみ）

※申請書等は、子育て支援課で配布します（町ホームページからダウンロード可）。



利用申請をするにあたり

児童クラブ施設内での新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、自宅での保育が可能な方は、児童クラブの利用自粛にご協力をお願いします。

☎ 子育て支援課 ☎ 2160

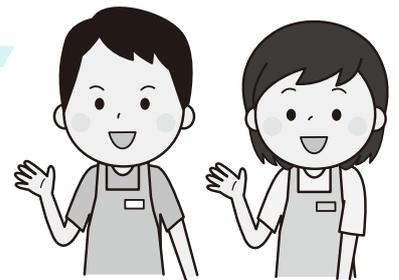
令和4年度保育施設の新規入所申込受付

令和4年4月から保育施設に入所を希望される方の申込を受け付けます。

受付日時 11月5日(金)・6日(土)・8日(月)・9日(火)
9時～15時

場 役場3階第1会議室

申 子育て支援課窓口または電話で、事前に受付日時を予約してください。入所申込の手引きおよび申込書類を子育て支援課で配布していますので、必要事項をご記入のうえ、予約した日時に会場にご持参ください。なお、当日は保育士による面接を行いますので、お子様同伴でお越しください。



申込対象施設について詳しくは、町ホームページまたは広報いな10月号をご覧ください。

※令和3年度の入所申し込みをした方で、現在入所が保留となっている方も、令和4年度入所に新たに申し込みが必要となります。

☎ 子育て支援課 ☎ 2128

令和4年度心身障害児通園施設の新規入園申込受付

令和4年4月から心身障害児通園施設に入園を希望される方の申込を受け付けます。

心身障害児通園施設とは、心身に障がいのある未就学児童（2～5歳児）を療育するための通園施設です。

施設所在地

○北保育所内（伊奈町内宿台5-214-3）「もも」

○ふれあい福祉センター内（伊奈町中央1-93）

「いちご」

受付期間 11月26日(金)～12月10日(金)

受付場所 子育て支援課

必要書類

①通園（利用許可）申請書

②家庭の状況・生育歴

③現在の様子

④入園希望調書

⑤障害者手帳等の写しまたは医師等の診断書もしくは意見書

※①～④は様式あり

※入園案内および申込書類は、11月10日(水)から子育て支援課で配布します。

☎ 子育て支援課 ☎ 2128



差押処分強化中!

固 収税課④ 2145

町では、10～12月を「滞納整理強化期間」と定め、滞納整理を集中的に行っています。町税の滞納がある方には、国税徴収法に基づく財産調査を行っています。調査や差押えは、滞納額の大小や滞納期間の長さに関係なく、「勤務先」「取引先」「金融機関」などに対して行われるため、社会的信用が大きく失われる可能性があります。町税は、納期限までに納めましょう。

滞納処分の流れ

納期限

※大多数の納税者が、納期限までに納付しています。

督促状

催告書

財産調査

※差押の対象となるため、催告書の発送と並行して、財産調査を行います。

差押



差押の例



自動車のタイヤロック

※国税徴収法第47条では、「督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない」ことになっています。

※延滞金の計算は、納期限の翌日から始まっています。納付が遅くなるほど、ご負担が大きくなります。

納期限までに納付が困難な方は、早めに相談を!

災害、病気、失業、事業の休廃業や生活状況の変化など、やむを得ない事情があり、どうしても納期限までに納付ができない場合は、お早めにご相談ください。